

中山間地域等直接支払制度の

取組状況について

中山間地域等直接支払制度については、平地地域との生産条件格差に関する不利を補正するため、農用地面積に応じた交付金を交付し、担い手の育成などによる農業生産の維持を通じて、耕作放棄の防止と農業の持つ多面的機能の維持・増進を図ろうとするものであります。

本事業については、第1期対策（平成12年度～平成16年度）、第2期対策（平成17年度～平成21年度）、第3期対策（平成22年度～平成26年度）、第4期対策（平成27年度～令和元年度）と実施してまいりました。

また、平成27年度から『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律』が施行されたことにより、法律に基

づいて行われる恒久的な制度となつて、現在の第5期対策（計画期間：令和2年度～6年度）に至っております。

第5期対策では、事務・運営の効率化を目的に3集落あつた協定を1集落に合併し、集落内での協議によつて定めた集落の将来像の実現に向け、自律的かつ継続的な農業生産活動や農地管理を図る取り組みが実施されております。

具体的には、草地の簡易的な更新の実施や農道・営農用水の管理、乳質改善、牛舎などの消毒作業、農地周辺林地の枝払い、集会所の環境整備などの活動が行われております。

本制度の実施につきましては、耕作放棄の防止、土地生産性の維持・向上、担い手の

育成など地域農業への効果は大きく、今後も関係者および関係機関各位の理解と協力を得ながら、事業を推進していきたいと考えております。

なお、令和2年度における交付金の交付対象面積は6046ha、協定参加農家数86戸、交付金総額は9069万円となつており、集落の事業概要につきましては、次の表のとおりとなっております。

交付金の内訳
90,690,709円

国費 ▶ 45,345,354円
道費 ▶ 22,672,677円
町費 ▶ 22,672,678円

集落名	参加戸数 (戸)	対象面積 (㎡)	交付金額 (円)	取組内容
幌延町広域 集落協定	86	60,460,473	90,690,709	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、乳質改善、牛舎等消毒作業の実施、集会所周辺の環境整備、農地周辺林地の枝払い ※幌延町広域集落協定：問寒別集落、幌延東集落、幌延西集落（4期対策）の3集落が合併

お問い合わせ先：産業振興課 農林グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8815